

高度外国人材の雇用促進

- ▶ 本県中小企業の人材不足を解消し、経営強化を図るために、高度外国人材の雇用支援を強化する。
- ▶ 高度外国人材の雇用環境の改善等を通じて、活躍の長期化を促し、就労地としてのブランド化を図る。

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 外国人就労・定着支援研修事業の拡充

- 一般財団法人日本国際協力センター（JICE）に委託している「外国人就労・定着支援研修事業」について、未就業の定住外国人を対象とした就労・定着支援に加え、中小企業に就業している高度外国人材（技術・人文知識・国際業務等の在留資格）を対象とした定着支援を構築すること。

2. 提案・要望の理由

- 企業の人材確保が深刻化する中、特に理系を中心とした高度人材の国内労働市場での獲得競争が激しく、特に県内中小企業は極めて不利な状況にある。
- こうした高度人材不足の直接的・実質的な解消には、外国人材の雇用促進は有力な手法の一つであり、県内中小企業においても、高度外国人材（技術・人文知識・国際業務等の在留資格）の雇用が積極的に進められている。
- 外国人材の定着や活躍の長期化は企業の重要課題であるが、職場内でのコミュニケーション不足や雇用慣行等に関する知識が不十分なことから離職につながるケースがある。
- こうした課題には、外国人材への語学習得と文化理解の一体的な取組が有効であり、国においては、これまでから、「就労促進」と「定着支援」を目的とした「外国人就労・定着支援研修事業」による研修が未就業外国人材（定住外国人）を対象として実施（一般財団法人日本国際協力センター（JICE）に委託）されている。
- 外国人材の定着や活躍の長期化を促し、産業基盤の安定化を図るためには、中小企業に就業している高度外国人材を対象とする定着支援制度の構築が必要。

(本県の取組状況と課題)

- 平成31年4月に「滋賀県外国人材受入サポートセンター」を開設し、企業・事業所向けに外国人材活用の支援（在留資格制度や受入れ環境整備）を行うとともに、併せて「滋賀県外国人相談センター」を開設し、生活一般や言語習得に関する相談支援を行っている。
- 令和3年11月に県・滋賀経済産業協会・ベトナムのハノイ工科大学の三者で覚書を締結し、ハノイ工科大学の学生を中心とした、現地でのマッチングイベント（合同企業説明会・面接会）の開催等による「採用促進」や、日本語講座の実施による「学生へのサポート」など、県内企業のベトナム人材受入れを促進している。

■現状と課題

<国籍別外国人材の変化（滋賀県）>

単位：人

年度	総計	ブラジル	中国	フィリピン	ベトナム
H27	12,236	5,188	2,759	1,320	527
R2	20,011	6,652	3,089	2,028	4,345
R4	23,096	7,449	2,460	2,390	5,940

<外国人雇用事業所数と主な在留資格別の労働者数（滋賀県）>

約11倍

年度	事業所数	定住外国人	専門的・技術的分野の在留資格
H27	1,450	8,426人	815人
R2	2,295	10,905人	3,063人
R4	2,576	12,314人	4,823人

※専門的・技術的分野の在留資格には、技人国および特定技能を含む。技能実習は含まない。

- 平成27年度と比較すると、本県の外国人労働者総数は、約2倍増加しており、国籍別では、ベトナム人材の急増（約11倍）が顕著である。
- 専門的・技術的分野の在留資格による外国人材は、7年間で約6倍増加し、外国人を雇用する企業数も約1.8倍増加。今後も企業の外国人雇用は増加すると予測される。
- しかしながら、企業訪問等で現場から以下の声を聞いており、外国人材の定着においては、個々の中小企業単体では解決が困難な課題も多い状況である。
 - ・外国人材が定着しない。
 - ・給与条件以外の離職理由は、言語習得、異文化コミュニケーションの不足や、日本の職業慣習への戸惑いなどである。
 - ・言語習得と文化理解を一体的に進める取組が重要であるが、中小企業の経営資源では賅えない。

担当：商工観光労働部労働雇用政策課産業ひとつづくり推進室
TEL 077-528-3758